

## 「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング申請書」

○ 団体の名称：日本機能性食品医用学会

○ 代表者：理事長 小越章平（高知医科大学副学長）

○ 団体の概要

（1）目的

本会は機能性食品の科学的研究を促進し、明らかな「エビデンス」を伴ったものの医用普及により、生活習慣病の予防、改善、健康促進に寄与することを目的として設立された。（添付資料）

（2）組織構成

理事6名（うち代表理事長1名）、顧問（東京農業大学 荒井綜一教授）  
監事2名、評議員（会員の約10%）、  
正会員、賛助会員より構成（添付資料）

（3）活動の内容

平成14年6月に創立役員会を行い、その後、学術総会は下記の如く開催する。

第1回総会（発会記念講演会）平成14年12月（高知市）

会長 高知医科大学・小越章平副学長（添付資料）

第2回総会 平成15年12月6日（土）（大津市）予定

会長 滋賀医科大学・馬場忠雄副学長（添付資料）

第3回総会 平成16年12月（名古屋市）予定

会長 中部大学教授（日本学術会議会員）永井和夫

なお学会認定誌として「機能性食品と薬理栄養」を平成15年6月より年6回発行（添付資料）

○ 健康食品に係わる制度のあり方に関する意見内容

「機能性食品」という言葉はもともとわが国で使われ始め、それが英訳されて「Functional Foods」として広く世界的に関心を集めている。わが国では現在製品も数多く、現在の規制名称も、分類も分かりにくい。

また、これらが明らかな医学的根拠をもっているとは限らないものも多いと思われる。我々はこれら食品にも明らかに医用効果があると考え、純粋に科学的「エビデンス」を求めていく。また、医用の立場からの分類（MUFF分類、添付書類）を提唱して今後の研究に役立てたい。現在の規制に対する学術的側面的協力に役立つ学会に育成したいと考える。

## 日本機能性食品医用学会設立趣旨

わが国は今後益々高齢者社会に向かい、「健康日本21」政策を具体的に方向付けた「健康増進法」の内容も示され、具体的に食生活の改善などが謳われている。わが国では、中国古語「医食同源」という思想が通常の食生活に深く根づいており、これは食と健康との深い関連性を現すものであるといえる。この思想は現在も「機能性食品」という形で受け継がれているがこの言葉は、広辞苑によれば

「栄養以外の何らかの生理作用をあらわす機能をもつ食品の総称」

とあり、もともとわが国で使われ始めたものであるという。

それが欧米でも「functional food」と訳され、すでに学会等で一般的に使われており、関連演題、製品もうなぎ昇りに増えている。一方わが国では「特別用途食品」「特定保健用食品」「健康食品」という名称が使われ、さらに厚生労働省による「病者用食品」の認可作業も進んでいる。しかし、「機能性食品」は先の通り一般的で分かりやすいため、これを学会の名称に入れた。機能性食品をとりまくわが国の現状は、多種多様な製品が一般市場に出回っており、中にはイメージだけが先行しているものも多いと考えられる。

本会はこれを純粋に科学的に研究し、明らかな科学的「エビデンス」のある機能性食品の医用普及により国民の健康促進並びに生活習慣病の予防に役立つことを願って設立することとした。なにとぞ趣旨にご賛同いただき学会ならびに機能性食品の健全なる発展に寄与することを祈念し、本会を育てて戴くことをお願いする次第である。

平成14年10月吉日

### 日本機能性食品医用学会理事

- 理事長 小越章平（高知医科大学副学長）
- 理事 馬場忠雄（滋賀医科大学副学長）
- 理事 青木照明（東京慈恵会医科大学客員教授）
- 理事 近藤和雄（お茶の水女子大学教授）
- 理事 永井和夫（中部大学教授・日本学術会議会員）
- 理事 横谷邦彦（高知医科大学教授）

# 日本機能性食品医用学会会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は日本機能性食品医用学会(Japanese Society for Medical Use of Functional Foods)と称する。

## 第2章 目的および事業

### 第2条 目的

本会は、科学的研究を推進し、明らかなエビデンスを伴った機能性食品の医用普及により、生活習慣病の予防、改善、健康促進に寄与することを目的とする。

### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年1回以上の総会、学術集会の開催
- (2) 機関誌および学術図書などの刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡および連携
- (4) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

## 第3章 会員

### 第4条 種別

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の発展に協力を希望する個人、法人あるいは団体とし、理事会の推薦を得て評議員会の承認を経た者
- (3) 名誉会長、名誉会員、特別会員、顧問を理事会で推戴し、評議員会で承認する。

### 第5条 入会

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

### 第6条 会費

会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

### 第7条 資格の喪失

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき

### 第8条 退会

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

#### 第10条 会費等の不返還

会員が既に納入した会費、その他拠出金は、これを返還しない。

### 第4章 役員等

#### 第11条 役員

1. 本会には次の役員をおく。
  - (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 1名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 評議員 正会員の10%以内
  - (5) 監事 2名
  - (6) 学術集会会長（以下、会長） 1名
  - (7) 次期学術集会会長（以下、次期会長） 1名

#### 第12条 役員を選出

1. 理事長、理事、評議員および監事は別に定めるところにより選出される。
2. 会長および次期会長は、理事会の議を得た後、評議員会および総会の承認を受ける。
3. 会長および次期会長の候補者は評議員でなければならない。

#### 第13条 役員の職務

1. 理事長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等あるときはその職務を代行する。
3. 理事、会長、次期会長は、理事会を組織し会務の審議および本会の運営にあたる。
4. 評議員は、評議員会を組織し本会の運営に必要な事項について審議する。
5. 監事は、本会の会務監査および会計監査にあたる。
6. 会長は学術集会を主宰する。
7. 次期会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。

### 第5章 会議

#### 第14条 会議

本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする。

#### 第15条 総会

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事長は、原則として年1回の総会を招集し、理事会および評議員会の決定事項を報告する。
3. 総会は、この会則に別に定めるものの他、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画および収支予算
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) その他、本会の運営に関する重要事項
4. 総会における議事は、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
5. 総会の議長は理事長とする。

#### 第16条 評議員会

1. 理事長は、必要に応じて評議員会を招集する。
2. 理事長は、評議員の過半数または監事の請求がある時は評議員会を招集しなければならない。
3. 評議員会の成立には、委任状を含めて評議員の過半数の出席を要し、議事の決定は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
4. 評議員会の議長は会長とする。

#### 第17条 理事会

1. 理事長は、必要に応じて理事会を召集する。
2. 理事長は、評議員の過半数または監事の請求がある時は理事会を召集しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

#### 第18条 学術集会

学術集会は、定例集会のほか、時宜に応じてこれを開催することができる。

### 第6章 委員会

#### 第19条 委員会および委員

1. 本会は、その業務を行うために必要とする委員会を置くことができる。
2. 委員は、理事会の議を得て理事長がこれを委嘱する。

### 第7章 部会

#### 第20条 部会

本会は必要に応じて部会を置く。

### 第8章 会計

#### 第21条 会計

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

### 第9章 会則の変更

#### 第22条 会則の変更

会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

### 第10章 解散

#### 第23条 解散及び残余財産の処分

1. 本会は、理事会および評議員会においてそれぞれ構成員の3/4以上の同意を得たうえ総会において正会員の2/3以上の同意を得て解散することができる。
2. 解散に伴う残余財産の処分は、理事会および評議員会の議決と総会の承認を得て行う。

### 第11章 補足

#### 第24条 細則

1. 本会則の施行に必要な細則は、理事会および評議員会の議決を経て別に定める。
2. 平成14年12月6日から施行する。

## 医用機能性食品分類(MUFF分類)

日本機能性食品医用学会(2003年1月)

- I 免疫・感染系機能性食品
  - I-1 免疫系
  - I-2 感染系
- II 腫瘍系
- III 加齢・老化系
- IV 心身系・(癒し系)
- V 生活習慣・環境系
  - V-1 生活習慣
  - V-2 タバコ、アルコール系
  - V-3 環境系
- VI 中毒系・神経系
- VII 症候系
- VIII 循環器系
  - VIII-1 補液系
  - VIII-2 血压系
  - VIII-3 血液・血小板系
- IX 呼吸器系
- X 消化器系
  - X-1 消化器一般系
  - X-2 上部消化器系
  - X-3 下部消化器系
  - X-4 肝臓系
  - X-5 膵・胆道系
- XI リウマチ・アレルギー系
- XII 腎・尿路系
- XIII 内分泌系
- XIV 代謝系
  - XIV-1 糖尿病系
  - XIV-2 脂質系
  - XIV-3 タンパクアミノ酸系
  - XIV-4 ビタミン系
  - XIV-5 ミネラル系
  - XIV-6 微量元素系
  - XIV-7 骨粗しょう系
- XV その他

第1回 日本機能性食品医用学会総会  
Japanese Society for Medical Use of Functional Foods  
— 発会記念講演会 —

2002年12月6日(金) 14:00～  
ホテル日航高知旭ロイヤル

挨拶

高知医科大学副学長 小越章平

セッション I

座長 小越章平

1. 機能性食品の現状と将来  
近藤和雄(お茶の水女子大学生生活環境研究センター)
2. 免疫増強経腸栄養食品の基礎的研究  
小野 香、小越章平(高知医科大学免疫学教室、同副学長)
3. サケ精巢を原料にした経口核酸食の有用性に関する検討  
高木厚司(九州大学大学院統合生理学)
4. 小児における経口輸液(OS-1)の効用  
轟 知光(久留米大学小児外科)
5. 高齢者における経口輸液(OS-1)の効用  
五関謹秀(春日部秀和病院副院長)

セッション II

座長 馬場忠雄

6. アミノ酸の生理機能について  
馬渡一徳(味の素株式会社海外アミノ酸カンパニー)
7. 発芽大麦(GBF)による腸粘膜の機能制御について  
安藤 朗、馬場忠雄(滋賀医科大学消化器内科、同副学長)
8. 海洋深層水の薬理活性  
宮村充彦(高知医科大学薬剤部製剤室長)
9. 枇杷の種子由来エキスの活性酸素産生抑制作用と医療への応用  
西岡豊(高知医科大学薬剤部)
10. 胃切除後患者管理における栄養補助食品の可能性について  
青木照明(慈恵会医科大学客員教授)

総括ならびに閉会の辞

滋賀医科大学副学長 馬場忠雄

全員懇親会 17:30～(予定)

各演題10分、討論5分 参加費 3,000円(懇親会費含む)

学会役員

理事長 小越章平(高知医科大学副学長)  
理事 馬場忠雄(滋賀医科大学副学長)  
青木照明(慈恵会医科大学客員教授・前外科主任教授)  
近藤和雄(お茶の水女子大学生生活環境研究センター長)  
永井和夫(中部大学教授・日本学術会議会員)

事務局：高知医科大学

庶務 小野 香 Fax. 088(880)2208  
E-mail kaoriono@kochi-ms.ac.jp  
会計 西村康子 Fax. 088(880)2376

問合わせ：JEFFコーポレーション 石渡一夫(林 順子) Tel. 03 (3578)0303 Fax. 03 (3578) 0304  
E-mail info@jeff.co.jp

## 第2回日本機能性食品医用学会総会

会期 平成15年12月6日(土)

会長 滋賀医科大学 副学長 馬場忠雄

会場 ピアザ淡海(おうみ)県民交流センター

大津市におの浜1-1-20 Tel:077-527-3311

事務局 滋賀医科大学消化器内科

担当 安藤 朗 Fax:077-548-2219

## 会誌(認定誌)「機能性食品と薬理栄養」

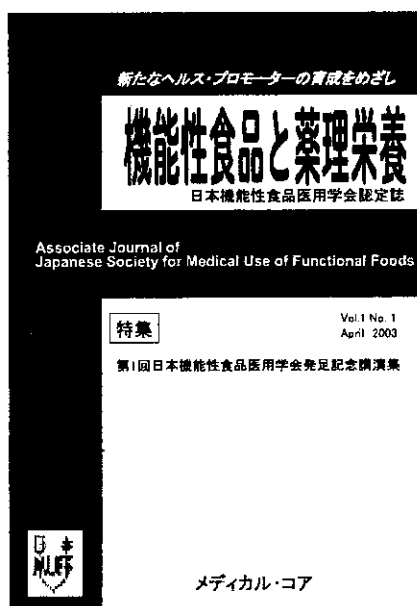
隔月発行(年5冊+総会抄録集)各冊1,500円消費税込、年間9,000円

編集委員 近藤和雄(委員長)、山森秀夫(副委員長)、雨海照祥、安藤朗、田村佳奈美、  
小野香編集顧問 小越章平、馬場忠雄、青木照明、永井和夫、横谷邦彦

発行所 ㈱日本医学中央会(メディカル・コア) 自由購入

問合せ先 東京都中央区八丁堀三丁目八番一号(栄ビル)

Tel:03-3552-7741(代表) Fax:03-3552-7745(担当/近藤政彦)



学会ホームページアドレス: <http://www.kochi-ms.ac.jp/~JSMUFF/muff.htm>



## 「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング申請書」

- 団体の名称 食品保健指導士会
- 代表者の氏名 杉浦上太郎
- 団体の概要

厚生労働省は、平成14年2月、「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」を示しました。これを受けて、財団法人日本健康・栄養食品協会（細谷憲政理事長）において養成されたアドバイザースタッフが、食品保健指導士であり、食品保健指導士の団体が当会であります。

食品保健指導士会の設立は、平成15年3月20日です。

### 〔目的〕

保健機能食品等に関する

- (1) 食品保健指導士の知識・技能の向上を図る。
- (2) 情報の収集と会員に対する普及啓蒙を図る。
- (3) 食品保健指導士相互の親睦を図る。

このことにより、一般消費者を保護し、もって国民の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。

### 〔組織構成〕

会員数 253名（平成15年4月1日現在）

居住地 33都府県

資格等 学位（博士）6名、公的資格 137名 管理栄養士、薬剤師、看護師、臨床検査技師、歯科医師、医師、一級建築士、国家統計管理士等

### 〔事業又は活動の内容〕

平成15年5月1日現在の活動状況

- ・ 地方自治体及び消費者センター主催講演会へ講師を派遣（3箇所3人）
- ・ 地方自治体・消費者センター・団体・企業が主催するイベントの相談コーナーへ派遣（1箇所2人）

- 健康食品に係る制度のあり方に関する意見内容

#### 検討課題

- 1 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置づけるか。  
「医薬品—現行制度に基づく保健機能食品—いわゆる健康食品—一般食品」の体系のあり方

〔意見等〕

健康食品産業は、1兆円産業といわれており、その市場は、右肩上がりに成長しており、低迷する我が国経済を、健康食品のみが必死で支えている現実があることを、先ずもって明確にしたいと思います。また、厚生労働省の「平成13年国民栄養調査結果」によれば、「ビタミン・ミネラルサプリメント摂取状況調査」で、国民の2割の者に普段からサプリメントが利用されていることが判明しています。

こうしたことは、健康食品が、国民に広く支持され、定着しつつあることの表れといえます。このように、健康食品が、国民の健康の保持・増進に寄与していることは、医学、栄養学の面から見ても疑いのない事実であり、このことは、米国をはじめ先進諸国における活用実態が如実に示しております。

現在、行政の喫緊の課題とされている「医療費削減」問題に対する根本的解決策は、「国民の健康づくり」において他にありません。健康食品の持つ機能・有用性がこの問題に大きく貢献することは間違いありません。今後、健康食品の果たす割合がますます大きくなるであろうことも容易に予想できます。

このような状況にあるにもかかわらず、現在の食品に関する諸制度は、複雑で専門家にも理解し難く、異次元の世界を思わせるものがあります。これは、「第1回健康食品に係る制度のあり方に関する検討会」における資料2の14ページ「保健機能食品の法令上の位置づけ」に図示されているように、種々の制度を継ぎ足したことによる絡み合い、重なり合いが生じたためと考えられます。

これらのことから、私共が切望することは、健康食品を有効活用するための、一般消費者の理解が容易な、体系化された教育と、消費者に安全な食品を提供するための、新しい法律の制定であります。

## 新しい法律制定への提案

〔制定の目的〕

食品が持つ機能・有用性を消費者に明確に示すことにより、消費者自らが、食品を通じて健康の維持増進を図ること。一方製造者は一般消費者に対して、安全な食品を提供する義務を負うことを目的とする。

〔食品分野〕

- ・ 保健機能食品（現行の特定保健用食品）—健康強調表示（個別許可型）
- ・ 健康補助食品（現行の栄養機能食品+いわゆる健康食品）—栄養強調表示（規格基準型）
- ・ 一般食品—栄養成分表示—栄養表示基準

〔製造者〕

保健機能食品及び健康補助食品の製造者には、食品のGMP（Good Manufacturing Practice）を義務付ける。

〔販売者〕

保健機能食品及び健康補助食品の販売者には、虚偽・誇大な説明を禁止し、利用者の立場にたった説明を義務づける。

〔体系〕

「医薬品—保健機能食品—健康補助食品—一般食品」

以上、食品を機能別に3分野に分類し、それぞれの食品の定義を定め、栄養表示基準制度を整備し、新しく制定する法律に取り込みます。（現在は、健康増進法第31条等において定められています。）

健康増進法を基盤とする「健康日本21」の栄養・食生活部門に、新しく制定する法律による、食品の教育方法を加えます。

このことにより、あらゆる職域において、新しく制定する法律を徹底し、上記3分野の食品が国民の健康づくりのために、寄与することが期待できます。

- 2 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

〔意見等〕

大多数の健康食品の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能していることと思料されます。日本国民が世界一の長寿となっている要因の中に健康食品の貢献もあることと思われます。

残念なことに、現行の薬事法の解釈・運用が厳しいため、製造・販売分野においては、ぎりぎりのところで法の網を脱法的にクリアして、消費者に情報を伝えようとする試行錯誤が重ねられ、その結果、消費者が本当に必要とする情報は欠落しわけのわからない表示や表現になっているものも多く見られます。

そのため、消費者にとっても医療従事者や専門学識者等にとっても、一体それが何であるのか、判別することが難しい食品が流通している現実があります。

しかし、これらにおいても「健康食品」が悪いのではなく、それらを取り巻く人間のモラルの問題であります。

したがって、ここにおいても1に示した、新しく制定する法律によって、消費者の期待に応えうる「健康食品」を提供するシステムを構築することが重要と考えます。

- 3 (1) 及び (2) を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

〔意見等〕

ハードとしての政策ばかりではなく、人材育成や情報提供といったソフト面の充実を望みます。関係業界においては、地道な研究や誠意ある販売方法、情報提供が必要と考えられます。消費者は、正確な情報を常に見分けられる能力を養うことが重要と思います。

他方、例えば、健康食品が健康保険制度の適用外とされているため、医療の現場において、医師が健康食品を活用しようとしても、患者の治療費負担軽減のために利用を、躊躇するといった現実もあります。

このようなことは、例えば、健康食品が原因と疑われる健康トラブルの相談を保健所が受け付けない場合がある、というように、他の面でも存在します。

したがって、こうした面での規制を緩和し、健康食品を利用しやすくするための制度面の改革、環境整備が必要と考えます。